

【手数料に関する事項】

- 求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス

【職業紹介サービス】

成功報酬

（期間の定めのない雇用契約の紹介の場合）

当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 50%

（期間の定めのある雇用契約の紹介の場合）

当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が 1 年を超える場合は最大 1 年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 50% 手数料負担者は 求人者 とします。

- 求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス

【職業紹介の付加サービス】

* 上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な相談・助言の付加サービスを行う場合

成功報酬

当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 50% 手数料負担者は 求人者 とします。

【返戻金制度に関する事項】

3 か月で 50% とします